

大正期鳥取県における融和政策の基調

— 岩切重雄の部落改善論 —

鳥取県部落史研究会 西村芳将

はじめに

筆者は先に大正時代の地方新聞に掲載された部落改善や融和政策に関する記事と、県が発出した訓令等に基づいて、大正期鳥取県の部落改善から融和政策の流れを跡付けた。

要約すれば、日露戦後の地方改良運動の展開のなかで、被差別部落の劣悪な環境、就学率の低さ、納税率の悪さなどが自治振興の妨げとなると認識され、村長、小学校長、警察署長らを中心として村を単位とする改善事業が始まり、後に郡単位の改善協議会へと発展。米騒動後に国が部落改善予算を地方に投じることとな

り、その受け皿としての融和改善団体として鳥取県心会が成立していった。^①

内務省の地方改良方針を地方に普及させる役割を担ったのが、地方長官（知事）をはじめ各府県に配置された内務官僚である。大正三年に本県に赴任した内務官僚岩切重雄は、部落改善の責任者として手腕を発揮し、「細民部落改善策」を発表した。本稿はこの岩切部落改善策の内容を紹介するものである。

一 岩切部落改善策の発表の経緯

岩切重雄（いわきりしげお）は一八八八（明治二二）年一月二八日生まれ。鹿児島市の出身で、鹿児島立鹿児島第一中学卒業後、東京第一高等学校、東京帝国大学法科大学政治科を経て、一九一四（大正三）年十一月に高等文官試験に合格し内務省に入省。同十二月七日付で最初の赴任地鳥取県に着任した。着任当時の所属・職名は内務部庶務課の「属」であったが、東京帝国大学法学部出身の学士であるため新聞には「岩切法学士」と記載された。のちに「警視」に昇任したのち、大正六年に鳥取県を離任。鹿児島市助役、高橋是清大蔵大臣の秘書官を務め、一九二〇（大正九年）の第十四回衆議院選挙に政友本党から立候補し初当選。四期務め、一九四四（昭和十九）年には鹿児島市長となった人物である。

岩切の部落改善策が「鳥取新報」に掲載されたのは一九一五（大正四）年五月二二日から二八日までの七日間。執筆の動機を岩切は初回（二二日）記事の冒頭に、「近来本県に於いても細民部落改善の声漸く起らんとするは、誠に結構の事であると思ふ。就ては細民部落

問題に関する余の意見の一端を述べて、本県の識者の一考を煩して見たい」と語っている。連載開始の五日前、五月十七日に開かれた岩美郡細民部落改善協議会の発会式で岩切は記念講演を行っている^②、定期的に本稿は同協議会の講演原稿あるいはその準備として考えをまとめるために執筆されたものではないかと推定される。

二 岩切部落改善策の概要

岩切部落改善策は、「部落改善の必要性」「部落改善の方針」「一般民と細民階級との接触」「結論」の四つの部分から構成される。以下、順にみていく。

（一）部落改善の必要性

部落改善の必要性の第一に岩切は「聖代の一恨事」を挙げる。明治四年のいわゆる「解放令」を皇恩ととらえ、「日本国民をして平等の基礎にをき、何ら此の間に階級的の区別を設けず、平等に、聖恩の有り難きに浴せしめたいとの精神に基づいていることは明らか

か」であるとして、一君万民の世のもともなほ差別が存在する当時の現状を嘆く。そして「国民の教化指導の任に当る地方官として、此が改善進歩を怠ると云ふが如きは、誠にその職責を全うせざる」と、内務官僚としての立場から自分がこの問題に取り組む必然性を述べる。

第二の必要性は「人道的見地」。

岩切は「苟も生を此の世に享けたる以上は相互に扶け合ふて行くこそ、人の道である。又決して此世に生を享くるものゝ間に先天的擯斥さるゝ特種の間關係のある筈がない」と天賦人權論の立場から近代的平等観を説く。部落の起源については神功皇后の三韓征伐による渡来人説や、日本武尊による東夷征伐時の俘虜説などのいわゆる「異民族起源説」をとるが、決して朝鮮や蝦夷を特殊視するものではなく、かえってそのことにより「先天的に卑む可き種類でないことは明らか」であると主張した。そして部落が貧困なのは彼等に与えられてきた「境遇の圧迫」のためであつて、「人を哀れみ助くる事は決して人の為めでなく、やがて自己の救済である。何時自分もかゝる境遇の身となつて他人の同情に生くる身となるかも知れんではないか」

それらは「慣習の恐るべき魔力のために良心を失つたものであつて、あえて不知の間悪事を行ふている」のであると、部落の責任を問うことはない。むしろ「他の階級に生れたならば立派な行動をば行ひ、相当の立身をも為したはずであるが、たまたまかかる階級中に生れ落ちて、恐るべき因習の培養をもつて不知の間に悪事を行ふべき心を養はれていくとせば、これほどの気の毒はあるまい」と部落民を擁護する。そして犯罪を病氣になぞらえて、「彼らのあいだに培養さるる不善事はやがて一般社会を精神的に亡ぼすの因を為す」のであり「精神的病源の発源地たる細民階級の改善を計らざるにおいては、到底根本的の社会改善は六ヶ敷い」として、治安対策や社会防衛の立場から部落の風俗改善を説く。

第五は「殖産」。

部落の困窮、すなわち「馬車馬的に衣食のために狂奔している」ような貧困状況のままでは、道徳や教育に目がむくわけがない。徹底した改善を図るには殖産の道を講じることが先決であると、経済状況の改善こそ最優先の課題とする。

と、国民としての同胞意識を土台にすえた差別撤廃を唱える。さらに「一般人は彼等の権利を認めず、与えられたる権利の行使を妨げている」とまで言い切り、人道的見地から正面切つて差別撤廃と権利回復の必要性を説いているのも特徴的である。部落の起源に関する誤つた認識はあるものの、現代にも通用する考え方といえよう。

第三は「衛生的見地」。

岩切は部落の不衛生が貧困と悪習による不潔に起因し、部落がトラホームほか種々の感染症の病巣となつてると指摘する。これを改善しなければやがては「一般人の不幸を導く源となる」と、社会防衛の見地から改善の必要性を説く。また「自ら衛生の重んずべきを知っている一般人は進んでこれら憫然たる細民の境遇をも改善してやることは美しい事業である」と、「まず彼らの汚れを洗つてやつて、しかる後に心の正しい道をも説かねばならぬ」と、世間の同情心に訴える。

第四は「風教上の見地」。

岩切は「細民の多くは道徳の何たるかを知らず、窃盗賭博のごときも平然としあえて悪事と思わぬようである」と部落民の不道徳や犯罪の多さを指摘するが、

(二) 部落改善の方針

以上、部落改善の必要性を整理した岩切は、次にこれまで改善が行われてこなかつた理由に目をむけ、部落民の自助努力の足りなさを指摘する。と同時に彼らを「特殊醜悪の種族視してこれと相交通するを忌み、その人格を認めない」一般人の責任を追及し、そのような態度こそがますます部落民の猜疑心と自暴自棄の態度を招いているとの認識を示す。よつて部落改善の方針は必然的に「細民を誘導改善するとともに他方一般人の彼等細民に対する心持ち、態度を改むる」ことの両面となる。部落にのみ責任を押し付けるのではなく、部落外の人々の責任を指摘しその意識改革に取り組むという「融和」の姿勢を明確に打ち出したものといえよう。

以下、部落の改善方針を教育、風教（風俗）、衛生、勤儉貯蓄、一般社会人民との融和策の五点にわけて具体的に述べていく。項目のみ記せば次のとおり。

序 問題の所在

第一 教育（学校教育、家庭教育、精神教育）

第二 風教（裸体、言語、冠婚葬祭の簡略化、敬神・

報恩、勸善、納税）

第三 衛生（清潔、消毒、入浴、伝染病予防）

第四 勤儉授産（殖産、貯金、労働精神）

第五 一般社会民との融和策（町村吏員による指導、部落民の官吏登用）

このうち例えば部落の児童生徒が通学する学校について、「事情の許す限りはなるべく他の部落の学校に通学の便をはかり、細民児童の心理状態を改めしむべし。但し、他の児童へ往々これら細民を好遇せざるの風あるが故に、此辺のところは教師に於て十分注意するに努むる事」と、一般児童生徒との共学を進めつつ、他の児童との関係に十分注意することも忘れてはいない。

（三）一般民と細民階級との接触

岩切は融和を困難にしている要因が、「細民はその血統に於て一般人と異なっている」という一般人の思い込みであり、「一般人と細民階級との間に築かれたる隔壁」から二つの問題が生じているという。

一つは「経済上の圧迫」で「一般人が彼等細民を心よく思わないので、どんな仕事にも心よく彼等を使用することを欲せず、また彼等細民の商うものを何とな

く嫌うて買うことを欲しない」ために、「彼等の提供する労働の範囲を狭くし、営業の種類を局限してしまつた」と分析する。部落民は低能であるがゆえに仕事を与えられないのではなく、「低能なる如くに余儀なくせしめられたるもの」であつて、「極端にいえば、今日彼等細民を技能的にも智識的にも低能ならしめた原因は、全く一般人にあるとまで言つて差支えない」と言い切る。そしてその救済にあたるのは「決して自治啓発の任に当たたる当事者のみの責任ではなく、いわゆる一般人の責任」であり、そもそも「国民を等しく赤子として愛したまう聖天子の御精神」であると、天皇のもと国民の責務として部落救済という課題に取り

組むべきことを主張している。

二つめの問題は結婚差別により部落内婚を余儀なくされることによる「血統の不純」である。この問題を直ちに改善するのは困難であると岩切も認めざるをえない。しかし、「国家の存在は永遠であるがごとく、また彼らの子孫も永遠に家をなし、部落をなして、国民中の一部たることは明らか」であり、そうであれば「今日たどえ急激に改善を計りがたしとするも、彼らの子孫の時代、否もつとさきの時代に於いてでも彼ら良をあげる。

の改善を今日をはかることはわれら同胞の責務ではあるまいか」と述べて、差別撤廃の日を目指し今からなすべきことをしようと同時代の人々に訴えた。近代国家の永続性を前提に、国民が世代を超えて差別撤廃という課題に取り組むことを鼓吹したのであつた。

（四）結論

部落の改善方針の結論として、岩切は再度、経済的方面と精神的方面の両面からの改善を唱える。優先すべきは経済的改善であるとしながらも、最後に「心の平静を得る道を教ゆること」も重要であると説き、七回にわたる連載を締めくくつた。

三 岩切部落改善策の特徴とその影響

岩切の論考が発表される前年の大正三年三月、第一回地方改良講習会に講師として来県した内務省嘱託生江孝之は、「地方改良と篤志家」と題する講演を行っている。講演のなかで生江は、部落改善に取り組むべき課題として風俗矯正、職業選択、教育普及、衛生改

これらを徹底するには「特殊民と普通民との融和を図ること」が肝要であると述べる。なぜなら「部落民の方は改善されましても普通民の心の状態が改善される為に改善されたる特殊部落が遂に又逆戻りをする」と云ふ憂がないからであり、改善を真に有効ならしめるために部落を取り巻く人々の「旧慣を打破」することが必要という認識が示されている。^{（註）}

岩切の部落改善方針の内容、すなわち教育・風俗・衛生・勤儉貯蓄・融和の五項目は生江のそれと基本的には変わりがない。しかし岩切の場合、人道主義を基本に、天皇のもとでの家族国家観に基づいた同胞意識を根として部落改善に取り組むべきことを国民の責務として自覚させようとしている点に特徴がある。

岩切改善策の掲載から二か月後の大正四年七月二日、岩切と会見した岩美郡田島村の古田順治は、部落民自らの改善を建議する。古田は「細民部落改善に關し、県の督励を待つは勿論なるも、之が改善の主腦は部落民自ら県の督励を待たずして自動的に改善の位置に起ち、大に内容の改良に注意せざるべからず」と述べ、部落民自身の主体的な取り組みを促した。一方で、

「因幡各郡部落を一巡し之が改善方法に付協議」することとし、県に対しても「相当の指導と便宜を与えられんことを望む」と熱心陳述した。これが七月二六日の因幡細民部落総集會、細民部落青年大会に結実することとなる。(註⑤)

岩切改善策に示された県の部落改善・融和方針を受けてとられた部落側のリアクションは、行政に対する反発ではなく、むしろ行政と協同しつつ部落の側も主体的に改善に取り組むという運動のスタイルとして定着していく。

おわりに

岩切が唱えた改善策は、本県着任後わずか半年で発表されており、県内部落の実態を十分に踏まえたものといえるかどうかは疑問であるし、部落起源論の誤りなど今日からみれば不十分な点も否めない。しかし、「此世に生を享くるもの、間に先天的擯斥さるゝ特殊の人間関係のある筈がない」という信念をもって、差別撤廃を県民全体のものとしようとした主張とその具

【史料】 岩切重雄「細民部落改善策」

(※以下、『鳥取新報』大正四年五月二二日から二八日にかけて連載された岩切重雄の「細民部落改善策」を翻刻掲載する。旧字体を新字体に置き換え、適宜改行・句読点を補った。)

近来本県に於いても細民部落改善の声漸く起らんとするは、誠に結構の事であると思ふ。就ては細民部落問題に関する余の意見の一端を述べて、本県の識者の一考を煩して見たい。元より深い研究の結果ではない。単に自分の覚見に過ぎないのである。

一 細民部落改善の必要

一、聖代の世に細民と称し特種部落と称する階級の存在する事は聖代の一恨事であると思ふ。何ぞこふ言ふ階級を特に今日の社会に認めねばならぬ必要があるのか。何故に所謂細民なる階級の人々は自らその階級に甘んじて自己の開発に努めないであらうか。何も日本の法律にかゝる階級を設けたる訳でもなく、たゞ因習の久しき人も吾れも細民部落なるものゝ存在に対し

体的方策は、その後展開する本県の融和政策の基調となり、大正六年九月に発出される鳥取県細民部落改善指導方針に受け継がれることになる。

今日たとえ急激に改善を計りがたしとするも、彼らの子孫の時代、否もつとさきの時代に於いても彼らの改善を今日をはかることはわれら同胞の責務ではあるまいか。岩切が新聞紙上で訴えてから一〇〇年が過ぎた。「子孫の時代」はすでに到来している。若き法学士が理想とした社会は今日実現しているだろうか。

て、何ら思ひを止めないと云ふのは誠に歎かましい事であると思ふ。今日士農工商の階級を廢し、士族平民の階級すらこれを廢止せられたる所以のものは、一に日本国民をして平等の基礎にをき、何ら此の間に階級的の區別を設けず、平等に、聖恩の有り難きに浴せしめたいとの精神に基づいていることは明らかである。然るに今日の社会に細民の階級なるものゝ存在を認め、一般に之を擯斥して顧みないと云ふのは、縦令その原因何れにあるにもせよ上聖天子の御思召にも反する訳にして、誠に相済まぬ事であると思ふ。又細民そのものから考ふるも自ら自己の境遇を改むるに努めんとせず、等しく愛し給ふ所の聖天子の御精神に背き奉るのは、此れ又相済まぬ事であると言はねばならぬ。されば国民の教化指導の任に当る地方官として、此が改善進歩を怠ると云ふが如きは、誠にその職責を全うせざるものと言ふ可きであるから、どうしても上下相応じて協力之等細民の改善を計らねばならぬと思ふのである。之れ細民改善を必要とする根本的の理由である。

二、更らに之を社会人道上より見るも特に細民の階級を認めてこれを擯斥して、己れ独り高しとすべき理

由はないと思ふ。苟も生を此の世に享けたる以上は相互に扶け合ふて行くこそ人の道である。又決して此世に生を享くるものゝ間に先天的擯斥さるゝ特種の間關係のある筈がないと思ふ。その祖先を詮じて行けば必ず同じ流れに源を発しているに違ひはないので、世間では細民の階級を一種不明なる賤しむ可き祖先に源を發しているが如く思ひ、如何に立身出世している人に対して、彼れは元細民の階級の生れである。之を擯斥する傾きあるは、誠に了解し難い事である。細民と云ふも決してかゝる特種の祖先に源を發したものでない。三重県にて同県の細民の祖先を調査した所によると、神功応神帝の御宇韓土より帰化したる秦韓王及漢王の臣で、当時靴履鞍具衣服を製する者であつたと云ふている。又其一部は日本武尊の東夷征討の際俘虜となりたる者で、即ち蝦夷である事を報告している。之から見るも決して先天的卑む可き種類でないことは明らかである。寧ろ之等細民はその境遇の圧迫の爲めに、かくも同情すべき貧しい階級に陥つて行つたものと言はねばならぬ。吾等は同じ国民中かゝる貧しい生活をしてゐる之等の階級民を同情して出来るだけ導いて行く事が必要ではあるまいか。凡そ世の中は輪の様

(以上、五月二日掲載)

三、之を衛生上より見るも其の改善を計るの急なる事は言を俟たない。所謂細民部落なるものは其風俗醜惡にして衛生の思想に乏しく、従て此等部落には往々恐るべき病源を發生する事も決して少くない。家計の貧困も之れが原因であらうが、彼れらの生來の無性は生後入浴した事の無い者すら少なくないのである。その他の不潔に至つては押して知るべきであるが、従て細民部落の空氣なるもの一種の異臭を發して、嘔吐を催す事珍しくない。トラホームは殆んど凡ての細民を襲ひ、その他瘋癲白痴肺患等の恐るべき病源は、此の憫むべき細民部落を威喝している。之らは勿論細民その者の不幸には違ひはないが、やがては一般人の不幸を導く源となるのである。他の方面は如何に衛生を重ざるも、此の細民部落を掃せぬ以上は到底最後の安全と云ふ可き保証はつかぬ。細民は自ら不潔を敢てしたので、その不潔の爲めに苦しむ事は自業自得とは云へ、此れを対岸の事として顧みないと云ふ事は余りに心もとなない事であらう。同じ人と生れ、その仲間が慣習の結果とは云へ不潔の中に生を送るのを顧みないのは、余りに頼みの少ない事ではないか。自ら衛生の重

なもので、昨日の吾れ必ずしも今日の吾れでない。今日は細民よと人を卑んだ身が明日は彼等と同じ境遇に陥らんとも限らぬのである。人を哀れみ助くる事は決して人の爲めでなく、やがて自己の救済である。何時自分もかゝる境遇の身となつて他人の同情に生くる身となるかも知れんではないか。今日細民階級の問題と言ふのは決して之れを特種祖先を異にした氷炭相容れざるものとして研究するのではなく、寧ろ貧しい生活状態から彼れを救ひ今日聖恩の有難き事を感じしむるにあるのである。自分の生活する社会の一隅にかゝる階級のある事は一家の庭前に穢ない泥溜りがあるのを平氣でいるような物で、かゝる階級の改善を計ることは、やがて自分が自分の生活する社会を立所にする事である。自分の幸福ではあるまいか。又社会は共同の持ちものである。おのが自々その職責を尽さしむるよふにせねばならぬにもかかわらず、今日細民階級に対する態度から考ふるに、たしかに一般人は彼等の権利を認めず、与えられたる権利の行使を妨げている如き有様であると思ふ。要するに之を社会人道上から見ても、今日細民階級の改善をはかる事は必要な事であると謂ふ可きである。

ず可きを知っている一般人は進んで之等憫然たる細民の境遇をも改善してやる事は美しい事業であらうと思ふ。自分の身辺が不潔であつては心も自然落ちつかず、到底平らかな氣持になる事も六ヶ敷い。先づ彼れらの汚れを洗つてやつて、然る後に心の正しい道をも説かねばならぬ事と思ふ。之れ衛生上よりも先づ改善するの必要があるのである。

四、之れを風教上より見るも改善の必要な事言を俟たない。細民の多くは道德の何たるかを知らず、窃盜賭博の如きをも平然として敢て悪事と思はぬ様である。之らはたしかに慣習の恐るべき魔力の爲めに良心を失つたもので、即ち不知の間に悪事を行ふていると謂はねばならぬ。知つて不善を爲すは悪むべきであるが、他の階級に生れたならば立派な行動をば行ひ、相當の立身をも爲した筈であるが、偶々かゝる階級中に生れ落ちて、恐るべき因習の培養を以て不知の間に悪事を行ふ可き心を養はれて行くとせば、これ程氣の毒の事はあるまい。同胞の或る者がかゝる巢窟に人となつて日に日に悪事の洗礼を受けつゝあるを自撃しながら、これを救はふともしないと云ふ事は相済まぬ事ではあるまいか。どうしても彼等を救済せねばならぬ

のである。更らに之を一般の社会風教から考へても同様に改善が必要である。諸病は彼れらの階級に培養されて、やがて一般社会の肉体を襲ふものであるが、彼らの間に培養さるゝ不善事はやがて一般社会を精神的に亡ぼすの因を為すものである。低級無勢力なる階級とは謂へ、かゝる悪風は却てかゝる階級の力によつて一般を亡ぼす。善事は中々伝播さるゝに困難なるも、然し悪事はその伝播の速力至て速かである。立派な階級の人達は却て低級の人の為す事を喜ぶの風があるから、決して等閑視する事は出来ない。社会風教を説く者も、単に中流以上の人に対してのみ之を云々し、その恐るべき精神的病源の発源地たる細民階級の改善を計らざるに於ては、到底根本的の社会改善は六ヶ敷い事ではあるまいか。又往々にして細民階級は不善事の隠れ家である。此れを一掃せずしては真の社会的改良は出来まい。尚社会の一部にかくの如き不善階級の存在するに於ては、真に立派な社会として誇る事は出来ないと思ふ。

(以上、五月二三日掲載)

五、然して之等細民の殆んど全部は家計裕かならず、漸くその日の糊口を凌ぐに過ぎない。かゝる細民に

落改善は必要であると云はねばならぬ。

以上の理由は細民部落改善を必要とする理由の概略である。かくして彼等細民の風教を改め猜疑無節制の態度を改めしむるに於ては、彼等細民の幸福も従て大なるべく、こゝ口と人との間に築かれたる隔壁をも除去し去るを得、一村相和し、一郡相親むの美風をも養ふ事が出来る。延ひては地方自治の改善進歩の効果を挙るべく、やがて聖天子に対し奉りての御奉公の一にも言ふ訳であると思ふ。

二、細民部落改善の方針

先づ物の改善を計り進歩を企つるに於ては、その何故に改善進歩の行はれざるが何故にかくの如き状態にあるやの原因につき、省みる必要があると思ふ。今日何故に細民と称し、之れを普通民と區別せざるべからざるか。何故に普通人は彼れらを以て細民と称し心よく迎ふる事を為さざるか。何故に細民を自らかゝる名称を甘受して自ら改善するの道を計らざるか。今その原因を察するに、一は細民自身にその因を存じ、一は之れを普通人の側に見る事が出来る。天は自ら助くるものを助くと謂ふが如く、細民自ら己を改め、その心

向つて道徳を讀き、礼節を強ゆるも衣食の道足らざるに於ては到底礼節を全ふする事は出来ない。彼等の多くは道徳を教へられ教育を強ひらるゝも、常に先づ糊口の道を得て、後にあらずは到底児童を学校に送る事は出来ぬ。家に子守りが足りない、車の後押しが必要であるから、先づ学校に送る前に糊口の途を計る助けとなす必要があると訴ふるのである。自らその境遇を改善さるゝ事を欲しない者はあるまい。然るになほそれに先つて彼らは口の問題に殆んど余裕がないと言はねばならぬ。糊口の道程恐ろしいものはない。何等の問題も先づ此の問題が解決されて、後の話ではあるまいか。彼等は単に馬車馬的に衣食の為に狂奔している。とてもその他の問題に思ひを止むる事が出来ぬ程に、生活の圧迫に追ひ廻されているのである。そこで細民部落の改善云々を主張するには、先ず彼等に殖産の道を講じてやりたいと思ふ。そうでなければ到底徹底した改良をはかる事は出来まいではあるまいか。然るに彼らは今日の境遇に於ては到底自らその殖産の道を講ずる程の余裕はない。その俣にまかしては何時の時に改良の緒につくかを想像する事すら出来ない。どうしても彼等に殖産の道を講じてやる為めに、細民部

を正して人類社会に対するの自覚を養ひ、自ら自己の卑むの風を改め、一方授産の道を計り、衛生を重じ道徳を守るに於ては自ら彼等の気品も向上し、従て一般人も心よく之れと相交はるの道に出づる事は明らかである。然るに自ら改むるなく、自ら守る事なく徒らに自己の境遇に甘んずるが如きは、畢竟自己を放棄して自助の道を講ぜざるものと謂ふ可きであるまいか。更らに之れを一般人の側に見るも因習の久敷き、一般人は細民を目するに特種醜惡の種族視して、之と相交通するを忌み、その人格を認めないのである。故に彼等細民をして遂に猜疑、自暴自棄の態度に出でしむるに至れるものであるから、一面細民を誘導改善すると共に他方一般人の彼等細民に対する心持ち、態度を改むるに努めねばならぬ。今之等目的を達せんが為めに改善予定事業として、左に方針を述べて見たいと思ふ。勿論方針に過ぎないので郡市町村に於て、その局に当るものが宣敷く管下の部落の状況に鑑み、各々その適切と信ずる処の方策に出で、之れが改善を計るに努むべきは勿論である。決して方針によりて拘束せんとするのではない。そこで此章に於ては専ら細民の側に於て改善すべき事を述べて見たい。

(以上、五月二四日掲載)

第一 教育

今日文明社会に於て教育は之れが基礎を為すもので、教育皆無なるに於ては到底本人の不幸であるのみならず又社会として充分の発達を期する事出来ない。特に細民階級の如き之れを内部より改善の歩を進むるの必要あるに於ては、先づ教育の普及を計るは急務中の最たるものではあるまいか。

甲 学校教育

- 一、小学児童の就学並出席を奨励する
- 一、補習科の如きを設けて成る可く不就学又は中途退学生の教育をはかる事
- 一、他の一般人とも融和せしむるの便もあれば事情の許す限りは可成他の部落の学校に通学の便をはかり、細民児童の心理状態を改めしむべし。但し、他の児童へ往々之れら細民児童を好遇せざるの風あるが故に、此辺のところは教師に於て充分注意するに努むる事
- 一、学校に於て教師は可成細民児童の心理状態の改善を計り、自ら奮起するに於ては決して一般児童に劣るべきものに非ず。又立身出世をもなし得る事を自覚せしむるを計る事

乙 家庭教育

- 一、学校にては時々幻燈会講話会の如きものを聞き、児童父兄等の慰安を計ると共に、愉快の内に趣味の向上と教育の普及とを計る如きは希望する事項也。
 - 一、教師は言語を正しくし方言訛語を矯正し又作法等にも注意して品性の涵養を図る事
- #### 丙 精神教育
- 一、学校の教育を家庭にて破壊すること多ければ母の会の如きものを起して家庭の中心たる母の教育を計る事
 - 一、婦女には裁縫の道を授くるに努むる事
 - 一、父兄は勿論長老を重ずるの風を習はしむる事
- #### 丁 精神教育
- 一、精神講話会の如き種類の会合を催し布教師その他特志家を聘して精神修養を図る事
 - 一、互に規約の如きものを定めて日々の善行を積む等の企てをはかる事

第二 風教

- 一、可成粗褻裸体の風習を改むる事

第三 勤儉授産

- 一、一般に適當なる産業を授くる事に努むべし
- 一、殖産に対する智識を養成する事
- 一、商取引の信用を厚ふせしむる事
- 一、各自貯金又は共同貯金を奨励する事
- 一、自己の労働に対する報酬を以て衣食の道をはかる事の最も大切なる精神を養ふ事

第五 一般社会民との融和策

- 一、関係市町村吏員其他公職にあるものをして努めて同人民に接近せしめ、一方普通民をして細民として軽視すべからざるを知らしむると共に他方細民をして自ら卑ふするの風習を改めしむるに努むる事

- 一、細民部落にして相当の教育あり。官吏公吏たらんとするものあらば濫りに排斥する事なく、可成便宜をはかり公事を分掌せしむるが如きを希望す

(以上、五月二五日掲載)

三、一般民と細民階級との接触

細民階級の改善進歩をはかる上に第一に打ち壊しかつらねばならぬ問題は一般人と細民階級との間に築かれたる隔壁である。此の隔壁あるが故にどうしても両者の間の接触融和が困難である。此の隔壁と云ふのは或は彼等が不潔であるとか、性格が頑冥であるとか色々な原因もあらふが、最も根本となつてゐるのは彼等細民はその血統に於て一般人と異なつてゐる、彼れらは一種卑む可き種族に属し、到底共に齒すべき人間でないと思ふ考へが何時の間にか一般人の考への上に深く刻まれてゐると云ふ一事である。此の考へがあるので一般人は彼等と共に談じ、食し、進んでは婚姻する事を到底忍ぶべからざる事として考へる。従て細民の側でも何時の間にか自己の一般人と異なる事を自らもまた、一般人に対して全く隔離されたる生活をなし、且つ一般人に対して猜疑の眼を以て見ると云ふ事になつて来たのである。斯の如く一般との交通が疎隔されし結果は、所謂自由なる交通貿易を行ふ事も出来ず、何時の間にか孤独の有様に陥つて来た。その結果として一は経済上の圧迫と、一は血統の不純と云ふ事を招き、遂に今日の如き不幸なる境遇に追ひ込めら

にも低能ならしめたる原因は、全く一般人にあるとまで言ふて差支ないと思ふのである。自ら啓発すべき才能を有する多くの児童も経済上の圧迫と恐るべき因習とは、到底之等児童を開発すべき機会を与へずに、遂に犬の如く、豚の如く、所謂細民部落内に食と肉とに飢えて、一生を徒費すべく余儀なくさるゝのである。されば到底部落内の智識を進歩することなく、又改良など思ふものすらなく、彼等は彼等の人生をしてかくの如きものとして自ら努めんとせざる、励まんとせざる、遂に細民部落は細民部落として、何時までもその状態を改むるの日はないのである。かくの如き事は誠に彼等細民の不幸であつて一度目を啓けば人生の妙味も宇宙の広大も知りうるものを、遂に境遇と周囲は彼等の覚醒の道を塞いで了つたのである。之を導く一片の努力は所謂一般人の同情心にあるのではあるまいか。結ばれたる水も温かき春光には解け去るが如く、吾等の同情心の外には到底彼等細民の境遇を開拓して行くものはない。涙は結氷を解かず春光の如きものである。同じ日本人の中にかく呪はれたる不幸の階級ある事を思ひ、之れが救済の道をはかるのは決して自治啓発の任に当る当事者のみの責任でなく、所謂一

るゝに至つたものではあるまいか。要するに彼等の今日不遇なる所以の最大原因は一般人との間に築かれたる隔壁と云ふ事であるうと、自分は信するのである。第一経済上の圧迫と云ふ事は、一般人が彼等細民を心よく思はないので、何んな仕事にも心よく彼等を使用する事を欲せず、又彼等細民の商ふものを何となく嫌ふて買う事を欲しない。結果は彼等の提供する労働の範囲を狭くし、營業の種類を局限してしまつたので、従つて次第に経済上の圧迫をうくる様になつて来たのである。今日彼れらの多くは藁細工、砂持の如き労働のみを与へられてゐるを見ても分ると思ふ。次第にかくの如き境遇に陥つた結果は、次に生れ来るべき児童をして満足なる教育を受けしめ、又は手工業その他の技能を習得せしむる機会を少くし、今日に於ては彼等細民の大部分は全く技能的にも智識的にも低能となつてしまつたのである。低能であるから凡ての仕事が与へられないと言ふかも知れないが。然し彼等の今日の境遇は決して先天的に低能と云ふのではなく、即ち低能なる如くに余儀なくせしめられたるものであると云ふべく、むしろ同情すべきものと云はねばならぬ。自分分は極端に言へば、今日彼等細民を技能的にも智識的

一般人の責任ではあるまいか。そして國民を等しく亦予と愛し給ふ聖天子の御精神であると信するのである。彼らは文明の進む程に彼等の経済的狀態は益々不如意の境遇に進むのである。此の俚に放棄する時は彼等の前途は到底彼等は餓死するの外はないと思はざるを得ない。

(以上、五月二六日掲載)

第二に彼等が一般人と接触しない結果は血統の不純と云ふ事を導き、血統の不純と云ふ事は更らに彼等を恐るべき方面に追ひ込めて行くのである。他の階級が到底彼等細民と接触する事を欲しない為めに、婚姻の如きものは到底行はれぬので、従つて部落内の男女はその間に於いてのみ婚嫁するのである。その結果は決して肉体的にも精神的にも純良なる事を得ない。従て部落民の分子を優良ならしむる事が困難となるのである。然かも他に何等の娯楽なく慰安なき彼等は、之を婚姻によりて求めんとするの結果は早婚の弊害を導いたのである。殆んど姻族間の婚姻に近い婚姻をなし、加ふるに早婚なるが故にその及ぼす影響も決して良好と云ふ訳には行かぬ。茲に於て不良児の増加と云ふ事

ともなるので、その結果は一方全経済上の圧迫を来たすと共に、その細民部落の分子の不良なるがために、到底向上進歩といふ事が六ヶ敷くなるのである。かくの如きは全く今日細民部落の大体に於ける有様である。今日直ちに之を改善する事は到底不可能事である。然しながら国家の存在は永遠であるが如く、又彼等の子孫も永遠に家を為し、部落を為して、国民中の一部たる事は明かである。然れば今日仮令急激に改善を計り難しとするも、彼等の子孫の時代、否もつと先きの時代に於ても彼等の運命の改善を今日計る事は我等同胞の責務ではあるまいか。次第に文明に進み行き益々光輝ある国家として発展して行く為めには、国民の凡てが一の例外もなく同じ聖恩に浴する様にならねばならぬ。然るに彼等細民を此假に放棄し去るに於ては、到底かかる日を現出する事は出来ない。之れ今日我等の自ら省みて改善に力を尽さねばならぬ事と思ふのである。

(以上、五月二七日掲載)

四、結論

之を要するに今日細民階級の大部は経済的方面に於

けると精神的方面に於けるとを問はず、余程他の階級に比して後れてゐると思ふ。要するに此の両方面より之れが改善をはかる事が必要で、何れか一方のみでは覺束ないと思ふ。古人も衣食足つて礼節を知ると云ふた如く、如何程彼れらに善を勧め納税の必要をとくとも、彼等は先づ衣食の問題が何よりである事を訴ふるに違ひないのである。真実精神的に修練を積んだ人はいざ知らず、所謂平凡なる普通人に於ては到底貧賤に処するの道を知らないのである。衣食に窮するの余り遂に心にもない悪事を働くと云ふ例は決して少くない。況や生来懶惰なる彼等は到底貧に処して真骨を維持するなど不可能である。されば先徒らに食すべき道を講じてやらねばならぬ。然る後に彼等に道徳を勧めねばならぬと思ふ。然らば如何にして彼等の生計を助くべきか。此れ何よりも困難なる問題である。単に金穀を給して彼等の一時を救済するも、到底最後の救済は不可である。要するに自ら労働し自ら報ひらるべく彼等を導かねばならぬ。彼等が自ら働き自ら報ひらるゝ為めの技能を授くる事も必要であろう。かくの如きは要するに之れが指導救済の任に当るべき人の充分に工夫すべき問題で、且つその時と処と人の如何によ

りて各々それに適合すべき方法を考ふ可く一定の方法によりて律し去るべき事の出来る問題ではないと思ふ。故に各府県に於て何れもその場の適當なる施設を行ふてゐるのを見ても明かである。然るに茲に注意すべきは経済的に改善するにも、その根底に於ては先づ精神的の訓練が必要である事である。精神的に救済さるゝ事は彼等に取りては何よりの幸福である。仮令経済的に圧迫を受くるとも、万一彼らに幾分にても心の平和を得るの道あらば、彼等は必ず少からぬ慰安を与へらるゝに違ひない。又彼らの如くに薄幸なる者ほどに、その受ける幸福も非常なるものではあるまいか。彼等が他の地方民に比して真宗に熱心である所以も、之らの消息を語るもので、四圍の圧迫による孤立的生活と及び彼等の屠殺業の如き残忍なる職業による不安とは、之ら宗教心を惹起したものであらふうと思ふ。即ち彼等もやはり精神の慰安を求むる心からの欲求がある事を知り得るのである。経済的に活路を与へると共に心の平静を得る道を教ゆる事は彼等にとり重要な事と信ずるのである。

(以上、五月二八日掲載)

註① 拙稿「大正期鳥取県の部落改善政策の展開」(『解放

研究とつとり』第一四号、二〇一年)

註② 「岩美郡細民部落改善協議会の実施状況」(『因伯時報』

大正四年五月一八日付)

註③ 「地方改良講習の成功」(『鳥取新報』大正三年三月

一三日付)。生江の講演録は安来寅次郎編『鳥取県第一

回地方改良講習会講演集』(一九一四年、米子市立図書館所蔵)に収録。

註④ 「細民部落改善」(『因伯時報』大正四年七月二日付)

(にしむら よしまさ)鳥取県部落史研究会